

早めの納税 早めの申請

軽自動車税の納付は6月1日(月)、口座振替は5月27日(水)、減免申請は6月1日(月)までです。お忘れのないようお願いします。

①軽自動車税の納付は？

現金納付の人 (右記①、②のいずれかで納付してください。)	納付場所		納付期限 6月1日(月)までに納付をお願いします。	納付に必要なもの 自宅に送付された納付書を持参してください。
	①役場窓口	●肥後銀行派出所 ●会計課		
	②金融機関	●肥後銀行 ●熊本銀行 ●阿蘇農協 ●熊本県信用組合 ●九州管内のゆうちょ銀行(沖縄を除く)		
口座振替納付の人	5月27日(水)引落としとなります。残高の確認をお願いします。			

②軽自動車税の減免申請を受けられる場合があります

減免申請	申請要件		手続き場所 役場税務課で手続きできます。	減免申請に必要なもの ●自宅に送付された納付書 ●車検証(減免を受ける年の4月1日現在の所有者が減免要件に当てはまるもの)	
	対象となる車				軽自動車税の納期限(6月1日)までに申請してください。
	①公益のため直接専用するもの	使用している人		●使用者の運転免許証 ●印鑑 ●各障害者手帳・戦傷病者手帳 ●個人番号が確認できるもの(通知カード・マイナンバーカード・個人番号が記載された住民票など)	
	②障がいをお持ちで歩行が困難な人	○障がいがある人本人 ○18歳未満で、身体に障がいがある人、または精神に障がいがある人と生計を一にする人 ○身体障がい、または精神障がいのある人のみで構成される世帯は、障がいをお持ちの人を常時介護する人			
○身体に障がいがある人がお持ちの軽自動車(18歳未満の場合は、生計を一にする人がお持ちの軽自動車) ○精神に障がいがある人がお持ちの軽自動車(生計を一にする人がお持ちの軽自動車) ○身体、または精神に障がいがある人の利用のために構造された軽自動車					

* 減免台数は1人に1台とし、普通自動車などとの同時の申請はできません。

* 障がいの程度により、減免の対象とならない場合があります。

〈問い合わせ〉 税務課 軽自動車税係 TEL(67) 2703

自動車税の納付は
5月29日(金)
までに

4月1日現在で自動車税を所有している人へ、自動車税の納税通知書を5月初めにお送りしています。納期限の5月29日(金)までに、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、熊本県の各広域本部、各地域振興局(鹿本については鹿本市役所)、自動車税事務所でお納めいただきますようお願いいたします。

〈問い合わせ〉

熊本県北広域本部 収税課
TEL0968 (25) 4116
熊本県自動車税事務所
TEL096 (368) 4020